

新紙幣に便乗した詐欺にご注意!!

今月から新紙幣の発行が始まりました。これに伴い、金融機関職員を装い『旧紙幣は使えなくなる』などと言われ、紙幣の交換を求められ、だまし取られるなどの被害が出ています。十分注意しましょう!!



被害防止のポイント

- * 新紙幣発行後も、旧紙幣は使えます。
- * 金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありません。第三者に渡さないでください。
- * 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、下記へ相談しましょう。

消費者ホットライン
188(いやや)

警察相談専用電話
#9110

橋本市消費生活センター
☎:0736-33-1227/FAX:33-1200
〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 1階 窓口⑤

閉庁時は消費者ホットライン188(いやや!)へお電話ください



はしぼう